

神道無疆流について

森本邦生（貫汪館）

I はじめに

昨年 12 月に行われた第 16 回日本武道学会中四国支部会において香川大学宮本教授より剣術関係の卷子 5 巻を預かった。その場で一見したところ 3 巻は**神道無疆流**のもの 2 巻は**神道無念流**のものであった。過去の研究から神道無疆流が現在の岡山県域で行われていたこと、また神道無疆流の門人帳の門人名の前に足守木下宮内藩中とあるものがあつたことから岡山市近郊で行われていた流派だとわかつた。伝書の発行者は二階堂馬之助で受領者は江田荒太郎である。神道無念流の伝書 2 巻の内 1 巻は神道無念流の伝書、1 巻は「壁書」と呼ばれる流派の掟書であつた。発行者は岡田十柰利貞で受領者は江田政司である。岡田十柰利貞（-1850）は斎藤弥九郎の師である岡田十柰吉利（1765 - 1820）の長男である¹。

本研究の目的は神道無疆流について明らかにすることにある。

II 資料について

1. 神道無疆流の資料

宮本先生から預かつた神道無疆流の伝書は 3 巻であるが、宮本先生から卷子をお預かりした後間もなくインターネットオークションに神道無疆流の卷子 8 巻が出品され落札した。これらの資料を研究の基礎資料とする。史料は以下の通り。便宜上宮本先生から預かつた史料を宮本文書とし、購入した文書をオークション購入文書とする。

宮本文書

- (1) 『神道無疆剣技中位正義巻』（資料 1）…文政 11 年（1828）、二階堂含龍正則から江田荒太へ
- (2) 『神道無疆剣技楷謨凡例自序』（資料 2）…文政 12 年（1829）、二階堂馬之助正則から江田荒太へ
- (3) 『神道無疆流門人帳』（資料 3）…文政 11 年（1828）から慶應 3 年（1867）まで

オークション購入文書

- (4) 『神道無疆剣技切紙』（資料 6）…天保 14 年（1843）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (5) 『当ての図』（資料 7）…天保 15 年（1844）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (6) 『神道無疆剣技中位正義巻』（資料 8）…弘化 3 年（1846）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (7) 『神道無疆剣技教示軌格』（資料 9）…弘化 3 年（1846）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (8) 『神道無疆剣技楷謨凡例自序』（資料 10）…弘化 3 年（1846）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (9) 『神道無疆剣技百例序』（資料 11）…万延元年（1860）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (10) 『神道無疆剣技極地師靈傳授巻』（資料 12）…万延元年（1860）、林一道齊から高橋嘉十郎へ
- (11) 『神道無疆剣技教場法令』（資料 13）…万延元年（1860）、林一道齊から高橋嘉十郎へ

2. 宮本文書の内、神道無念流の資料

- (11) 『神道無念流目録』（資料 4）…文政 5 年（1822）、岡田十柰から江田政司へ
- (12) 『神道無念流演劍場壁書』（資料 5）…文政 5 年（1822）、末尾に江田政司とある



¹ 今村嘉雄：日本武道大系●第三巻 剣術（三），株式会社同朋舎出版：342-345，1982

III 神道無疆流の伝系

1. 神道無疆流の伝系

神道無疆流の伝系はオークション購入文書の『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料12)に詳しい。これを宮本文書の『神道無疆剣技中位正義』(資料1)と『神道無疆剣技楷謨凡例自序』(資料2)をもとに表にして比較する。

表

オークション購入文書	宮本文書
祖武甕槌命神裔 常州鹿島郡船津城主藤枝中務大 輔從四位下中興 鹿嶋武彦 武從 武國 武光 武輝 武實 武春 武盛 武繁 武俊 (藤枝含雪の記載なし) ² 相馬含徳 植木権兵衛 ³ 枝村 屯 江良大蔵 林一道齋(齋) 高橋嘉十郎	本朝武門棟梁武術肇祖武甕槌命神裔 中興藤枝中務大輔 鹿嶋武彦 (この間姓名の記載なし) 十世嫡流 藤枝含雪 相馬含徳 (植木権兵衛の記載なし) 枝村 屯 二階堂馬之助 江田荒太郎

オークション購入文書の『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料12)によると流祖(中興)は常州鹿島郡舟津城主藤枝中務大輔從四位下の鹿嶋武彦でそれ以降武俊に到るまで鹿嶋氏が継いでいる。その後、下総脩相馬郡の相馬含徳が継ぎ、作州大庭軍赤野邑植木権兵衛、備中国賀陽郡宮内の松村 屯、下総邦結城城主水野日向守勝進家臣の江良大蔵、京都の林一道齋へと続いている。

一方宮本文書では『神道無疆剣技中位正義巻』(資料1)、『神道無疆剣技楷謨凡例自序』(資料2)ともに「中興藤枝中務太輔鹿嶋武彦十世嫡流藤枝含雪」と記されており、代々の鹿嶋家の名はないが鹿嶋武彦を中興とし、武從から数えればのあとの人名の数はあっている。藤枝含雪の名はオークション購入文書の『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』には記されていない、藤枝含雪の次は『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』と同じ相馬含徳、『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』にある作州大庭軍赤野邑 植木権兵衛はなく、枝松 屯(含勇)へと続いている。

両文書ともおおむね枝村 屯までの伝系は合致している。

2. 伝承者の居住地

枝村 屯に到るまでの伝承者の居住地は『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料12)でしかわからないが、初代の鹿嶋武彦は鹿嶋、二代の武從の時に船津城は落城して三代の武國とともに武州(武蔵国)に潜み、四代の武光は船津に蟄居したと記されている。その後は記されていないが十一代の相馬含徳は下総国相馬郡とされ、十二代の枝松 屯は備中国賀陽郡宮内に居住したと記されている。十三代の江良大蔵は下総国結城主水野勝進の家士と記され、十四代の林一道齋は平安(京都)と記されている。

3. 伝承者に関する記録

(1) 中興 鹿嶋武彦から相馬含徳まで

² 『神道無疆剣技中位正義巻』(資料8)には藤枝含雪の名の記載がある

³ 『神道無疆剣技中位正義巻』(資料8)には植木権兵衛の名は記載がない

鹿嶋武彦から相馬含徳までの記録を見つけることができなかつたため鹿嶋市教育委員会事務局社会教育課に鹿嶋武彦についての問い合わせをしたところ以下のような回答を得た。長くなるがそのまま引用する。

お問い合わせの鹿嶋武彦の件、
結論から申し上げますと、該当する人物はわかりませんでした。
以下にお調べした中でわかつたことをご参考までにお伝えさせていただきます。

■「鹿嶋姓」について

江戸時代までに鹿嶋地域で鹿嶋姓を名乗つたのは下記の二家のみでした。

・鹿嶋大宮司家

鹿嶋神宮の大宮司の一族で、祖は中臣氏です。鹿嶋町史 1 巻 P358 に鹿嶋大宮司家の系図が掲載されています。「武主」「武則」は見えますが、武彦はいないようです。

鹿嶋町史は鹿嶋市電子図書館でも閲覧できます。

<https://web.d-library.jp/kashima/g0102/libcontentsinfo/?conid=336923>

・鹿嶋惣大行事家

常陸平氏を祖とし、栗生城（現在の鹿嶋市栗生）に居を構えた鹿嶋成幹が初代当主となり、鹿嶋氏の祖となつたと考えられています。成幹の三男の政幹の時代に鹿嶋城（現在の鹿嶋市城山）が築かれ、鹿嶋氏の本拠地となりました。以降、鹿嶋氏の惣領家は政幹の系統に受け継がれ、成幹の他の息子たちは鹿嶋地域の各地に城や館を築き、その地域を支配するようになり、その本拠地名を姓として名乗るようになります。

詳細は鹿嶋デジタル博物館に系図を掲載しています。

<https://city.kashima.ibaraki.jp/site/bunkazai/50059.html>

この系図の中には「武彦」という人物はいませんでした。

鹿嶋氏惣領家は天正 19 年（1591 年）二十代鹿嶋清秀の時に佐竹氏によって滅ぼされ、鹿嶋城は落城しましたが、江戸時代に鹿嶋神宮の社家として復興し現在に至ります。

■船津城と藤枝五郎について

頂いた史料の中に「常州鹿嶋郡船津城主藤枝中務大輔従四位下」「幼名五郎右衛門」と記載がありますが、鹿嶋惣大行事家の家臣に現在の鹿嶋市大船津を拠点とした「藤枝氏」がいました。

大船津は北浦に面した港があつたかつての鹿嶋の玄関口です。

郷土史家の鹿野貞一氏の著書「鹿嶋城ものがたり」（令和 5 年 3 月 31 日）によれば、『鹿嶋家譜代之士由緒略系（鹿嶋惣大行事文書*1）』に「藤枝家は鹿嶋家代々老臣」とあり、『同姓調独立姓名調（鹿嶋惣大行事文書）』には「藤枝貞光の男子五郎貞将は太刀で兵術の達者、数度の功名あり」とあります。

*1 鹿嶋惣大行事家文書は、現在茨城県立歴史館に寄託されています。

藤枝五郎は明治 41 年に書かれた「東国戦記実録（中巻）」*2 にも武勇伝が語られており、こちらは戦記物とのことで信ぴょう性には欠けますが、鹿野氏によれば藤枝五郎の勇猛果敢な伝承が残つていたのではないかとのこと。

*2 「東国戦記実録（中巻）」は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能です。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/772442/1/135>

藤枝五郎は鹿嶋城落城の際に討死していますが、鹿野氏によれば、その孫である藤枝無得斎は、鹿嶋惣大行事文書に「鹿嶋新当流達者」とあるそうです。

鹿野氏ご本人にも確認したところ、「藤枝五郎は鹿嶋惣大行事家の家臣で鹿嶋姓は名乗つたことはない。鹿嶋武彦とは別人だと思われる。」とのことでした。

■江戸時代の鹿嶋城と大船津について

江戸時代後期の国学者であり鹿嶋神宮の神官であつた北条時鄰（ホウジョウ トキチカ）が、1824 年に著した『鹿嶋志』には、鹿嶋について挿絵付きで紹介されています。鹿嶋志は、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧できます。

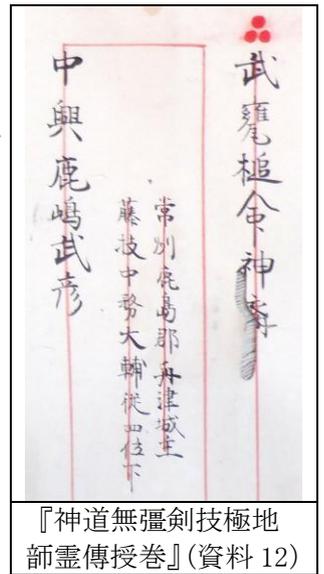
鹿嶋志 下巻

<https://www.digital.archives.go.jp/img/4462405>

このアーカイブのページ数でいきますと 15 ページに鹿嶋城についての解説、16 ページに大船津の絵図が掲載されています。

以上、あまりお力になれず大変恐縮ですが、少しでもご参考になれば幸いです。

これによると鹿島には鹿島を姓とする家が二家あるがそのいずれにも鹿嶋武彦という人物は見当たらない。『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料 11)には鹿嶋武彦に関し「常州鹿島郡舟津城主藤枝中務大輔從四位下 中興鹿嶋武彦」とあり舟津城主藤枝中務大輔が鹿嶋武彦と同一人物だと思わせる記述があるが、鹿嶋市教育委員会事務局社会教育課からの回答にあるように藤枝氏が鹿嶋姓を名乗ったことはないということなので結びつかない。ただし、同回答に「郷土史家の鹿野貞一氏の著書「鹿嶋城ものがたり」(令和 5 年 3 月 31 日)によれば、『鹿嶋家譜代之土由緒略系(鹿嶋惣大行事文書*1)』に「藤枝家は鹿嶋家代々老臣」とあり、『同姓調独立姓名調(鹿嶋惣大行事文書)』には「藤枝貞光の男子五郎貞将は太刀で兵術の達者、数度の功名あり」とあります。」とあるため藤枝中務大輔と鹿嶋武彦は関係があることがわかる。さらに同回答に「藤枝五郎は鹿嶋城落城の際に討死していますが、鹿野氏によれば、その孫である藤枝無得齋は、鹿嶋惣大行事文書に「鹿嶋新当流達者」とあるそうです。」とあり、藤枝氏が武術に達していたことがわかる。



考えられることとしては、藤枝五郎、藤枝無得齋らの事績を知っていた人物が、流派を権威付けするため伝系に鹿嶋武彦から武俊までを加え創流伝説を作ったのではないだろうか。だとすれば実際の流祖は藤枝含雪あたりであろうか。

藤枝含雪に関しては宮本文書の『神道無疆剣技中位正義巻』(資料 1)と『神道無疆剣技楷謨凡例自序』(資料 2)に鹿嶋武彦以降の継承者の名を省略して「十世嫡流 藤枝含雪」からはじめており、オークション文書の『神道無疆剣技中位正義巻』(資料 8)、『神道無疆剣技楷謨凡例自序』(資料 10)でも鹿嶋武彦以降の継承者の名を省略して「十世嫡流 藤枝含雪」からはじめている。

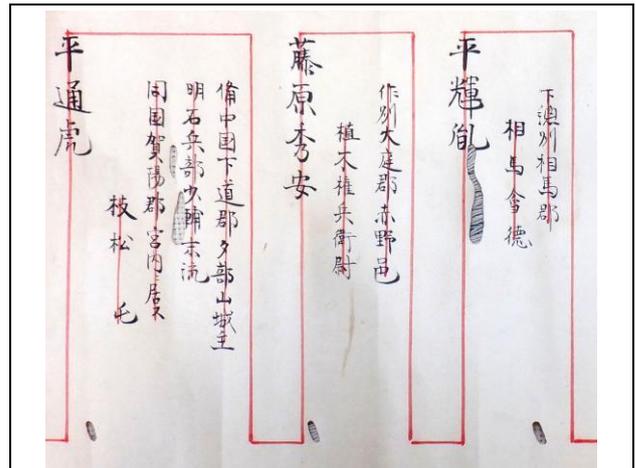
『神道無疆剣技楷謨凡例自序』(資料 2)には「先人武俊暨輝之輩校正之更加拙意最古制也」と記され、『神道無疆剣技楷謨凡例自序』(資料 10)にも「右五勢三段之軌格也匪先師之侶校正而更加拙意乎最古制也」と記されており藤枝含雪が工夫を加えたように読み取れる。藤枝含雪以前に元となる流派はあったものの藤枝含雪の工夫によって流派が成立したのではないだろうか。

(資料 2)	(資料 2)	(資料 8)	(資料 10)

(2) 植木権兵衛 (作州大庭軍赤野邑)

相馬含徳の次の植木権兵衛に関しては『倉敷市史 第6冊』の東油屋吉田家系譜に戸田市郎左衛門正淳の女(娘)の一人が植木権兵衛秀安室と記されており⁴植木権兵衛の実名の秀安が『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料12)にある植木権兵衛の実名と同じであることから同一人物であると考えられる。

『だいたい 第22号』に嘉永安政のころに昨秋に往来した平賀元義が記した『美作視聴録』に作州の名人の一人に「算術碁槩棊 大庭 赤野植木権兵衛」と記されている⁵と載せられているが、それ以上の記録を見つけることはできなかった。



『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料12)

(3) 枝松 屯 (備中国賀陽郡宮内)

植木権兵衛の次の枝松 屯は『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』(資料12)に備中国賀陽郡宮内に居すと記してある。久留米藩の加藤田平八郎が文政12年(1829)5月9日から同年12月8日まで九州、中国、近畿、四国を廻国修行した時の日記の京都方面からの帰りの道中の10月5日の岡山での宮内での記録⁶に

同五日 宮内

朝飯後平松四郎同道ニ而宮内江参、高松藩植島空郎、肥前豆津木下文吉、内田富右衛門面会、同所長崎屋江案内、昼飯後内田、松島同伴ニ而同所枝松屯江申入候処差支ニ而断、空敷引取

とある。

また、前後するが京都方面へ向かう道中の7月15日の岡山での記録に

七月十五日霽 岡山

朝飯後出発、九ツ頃宮内へ着、枝松謙吾尋候処病気ニ付断、素麺茶漬等出ル

とある。枝松屯と枝松謙吾は同一人物であろうか。

『誠之館一件帳 参番』の慶應元年(1865)の記録にも枝松謙吾について以下のようにある⁷。

慶應元年5月28日

一 左之通御者頭中山斧介方届有之
覚

内藤喜三太組
篠崎壽兵衛
阿部首令組
長谷尾吉太郎

右之者共此度神道無教(ママ、正しくは疆)流剣術皆伝為相済申候 以上

五月十七日

覚

⁴ 永山卯三郎 編著：倉敷市史 第6冊，名著出版：282，1973

⁵ 野村完六：平賀元義及其の門下(三)，だいたい 第22号，だいたい詩社：4-5，1925，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12718417> (参照 2025-12-26)

⁶ 九州大学檜垣文庫所蔵史料

森本邦生：加藤田平八郎の廻国修行について 一文政12年の日記を中心に一，日本武道学会第47回大会発表抄録、2014年9月11日

⁷ 福山城博物館友の会編集：誠之館一件帳 参番，福山城博物館友の会：106，2010

京都平松殿内先師備中

枝松謙吾

右者去十九日方同廿五日迄七日之内、別日ニ而道上邑横田祐之
介方宅剣術奥義皆伝為相濟申候、此段宜様被仰達被成下度奉度願
上候 以上

加藤田平八郎の廻国から36年後の福山藩での指導であるためこの枝松謙悟は加藤田の記した枝松屯の子であろうか。

『近世人名辞典：名号引き 3（ト一ワ）（日本書誌学大系；36-3）』に「伯亭 画 枝松謙吾。名通直。備中宮内。」とある⁸。名も居住地も同じことから画もよくした人物だと考えられる。

(4) 江良大蔵（神道無疆流の京都での始まり）

オークション購入文書『神道無疆剣技極地師霊傳授巻』（資料12）で枝松 屯の次に名がある江良大蔵については 先述の枝松 屯について記した久留米藩の加藤田平八郎の廻国修行の日記の京都での記録に江良大蔵の名が出てくる。「同（8月）廿七日 昼前西川方鱈、焼豆腐、里芋之煮染到来、夕八ツ過方赤間武輔、江良大蔵両門人来、暮迄稽古」⁹

『京都名家墳墓録：附・略伝並ニ碑文集覧 上巻（風俗叢書；第4輯）』にはその墓碑が載せられている¹⁰。（ ）内の註は発表者が記した。

江良英武墓

同六波羅蜜寺。墓域の西北隅に位し東面す。碑十六九種九
號臺石三重

表面に

三代江良大蔵武正先生墓

江良大蔵武英先生墓

江良大蔵武義先生墓

碑陰に

先生諱武英、通称大蔵、世住備後蘆田郡江良村、因姓焉、本平氏、父要右衛門、為成母某氏、六世祖政吉仕福山城主水野日向守勝成公、寛永中従天草之役、縷有軍功、後水野侯移封於下總結城時致仕、而猶住江良、及岡部（阿部か）候鎮福山、為遺逸郷士某党之一、先生少年好武、最長撃剣、狗神道無疆之技、遊歴群國、誠術於名家、莫不服者、後住京師、入門者蓋三千、天保辛巳（ママ、辛卯・癸巳・辛丑いずれかの誤りか）春應舊主水野侯之招、復為外臣、賜俸若干、業益隆矣、天保甲辰（註：天保15年・1844）九月廿六日病卒于家、享年七十四、葬于六波羅普門院之塋域、諱曰武學院大空良英居士

弘化三年七月 男秀二郎武義
門人 某等 建

つまり江良家は福山藩主水野勝成に仕えていたが、水野家の改易後郷士となり蘆田郡江良村に住んだ。大蔵は剣術を好み廻国修行をし後に京都に住み門弟は三千人いた。江良家の旧主水野家は江良大蔵を召抱えますます流派は栄えた。天保15年に74歳で亡くなっている。

江良大蔵は現在の福山氏市駅家町江良に居住しており、師の枝松 屯が居住する現在の岡山市吉備津まではそれほど遠くはないが日帰りはできない。寄宿しながら稽古をしたものと考えられる。六波羅蜜寺にあるという墓石の表には「三代江良大蔵武正先生墓 江良大蔵武英先生墓 江良大蔵武義先生墓」と記されていることから江良大蔵以降、大蔵武義、大蔵武正、と三代にわたって神道無疆を教えたのであろうか。

『内藤家文書 編著 1』には諸侯京都屋敷・在京役一覧が載せられているが「一水野日向守殿 建仁寺町四條下ル 同¹¹ 江良大蔵」¹²。とあり江良大蔵が水野家家臣となったということを証している。

⁸ 漆山天童 編：近世人名辞典：名号引き 3（ト一ワ）（日本書誌学大系；36-3），青裳堂書店：161，1987，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12191132>（参照 2025-12-26）

⁹ 4に同じ

¹⁰ 寺田貞次：京都名家墳墓録、村田書店：327-328，1976，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/965784>（参照 2025-12-26）

『古典尺八及び三曲に関する小論集：塚本虚堂集』に江良大蔵に関する記述があり、「江良千代氏は神道無疆流剣術の開祖江良大蔵氏の孫娘、剣術の道場付の立派な家に住んでおられた。琴古流川瀬派が京都で第一回の演奏会を熊野神社前の森榭楼で開いた時、袴の持ち合わせの無い方々には江良道場の稽古袴を借りたという逸話もある。」¹³江良千代は明治7年生まれという¹⁴。

(5) 林一道齋（京都、江良大蔵の弟子）

江良大蔵の次の林一道齋については直接言及した記録を見ないが、武道専門学校の教授であった矢野勝治郎の履歴にその名を見出すことができる。『大正武道家名鑑』には次のようにある¹⁵。

京都市室町通夷川上四十四番地

直心影流（大正九年五月範士號受領） 矢野勝治郎

安政四年生

明治二年戸田榮之助の門に入り直心影流の剣道を学ぶ、後林一道齋に就て神道無疆流を修む、同十八年林の嗣子清秀より免許を得、又明治四年より長谷川種輔に就き新海流の柔道を修行同九年免許。翌十年久邇宮家臣武田信實と計り洛西北野神社の近傍に於て道場を設立し靖獻館と号して門弟を教養す。同十一年滋賀縣令籠手田安定の勧誘に依り高山峰三郎の門に入り直心影流の刀法を修む。十二年京都市下京警察署員剣道講習會の為二年間特志教授の任に當る。同十八年秋東上諸官署を歴訪して斯道の研究を為す、特に山岡鐵舟・渡邊東民の教を受く、同十九年高山峰三郎に従い山陰山陽を巡歴してますます斯道の練磨を積む、同廿八年大日本武徳會創立に際し會務に鞅掌し引続き武道の教習に従事す。現に今武道専門學校の教授として生徒を教授せり明治四十一年九月教士となり大正九年五月範士の稱號を授與せらる。

ほぼ同じ矢野勝治郎の履歴が『武道寶鑑』に載せられている。同書では矢野勝治郎が安政四年に京都で生まれたことが記されており¹⁶、林一道齋が京都に居住したことを裏付けている。

(6) その他

オークション文書の『神道無疆剣技極地師靈傳授巻』の受領者である高橋嘉十郎および宮本文書の『神道無疆剣技楷謨凡例自序』に記されている授与者の二階堂馬之助と受領者の江田荒太郎については記録を見つけることができなかつた。

ただし宮本文書の江田荒太郎が神道無疆剣技中位正義巻』（資料1）をさずかつたのが文政11年（1828）、『神道無疆剣技楷謨凡例自序』（資料2）をさずかつたのが文政12年（1829）であり、〔神道無疆流門人帳〕（資料3）での門人の入門が文政11年（1828）から始まっていることから門人帳に名が記された者たちは江田荒太郎の門人であると考えられ、門人の居住地が現在の総社市中心であることから江田荒太郎は岡山の人であったと考えられる。

IV 諸記録に残る神道無疆流

1. 廻国修行の記録

廻国修行の記録に残された神道無疆流の記録には先述した加藤田平八郎の日記のほか以下のものである。

¹¹ 「同」とは先に記されている「家来」を意味する。

¹² 豊田史料叢書編纂会 編纂：内藤家文書 編著 1（豊田史料叢書），豊田市教育委員会：385，1995，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/13163669>（参照 2025-12-26）

¹³ 塚本虚堂：古典尺八及び三曲に関する小論集：塚本虚堂集，虚無僧研究会：337，1994，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/13312715>（参照 2025-12-26）

¹⁴ 三宅雄二郎 監修：新日本史 第3巻，万朝報社：750，1926，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3436395>（参照 2025-12-26）

¹⁵ 村上晋 編：大正武道家名鑑，平安考古会：9-10，1921，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/958735>（参照 2025-12-26）

¹⁶ 大日本雄辯會講談社 編：武道寶鑑，大日本雄辯會講談社：207，1930，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1207395>（参照 2025-12-26）

(1) 『諸国武術御修行者姓名録』¹⁷

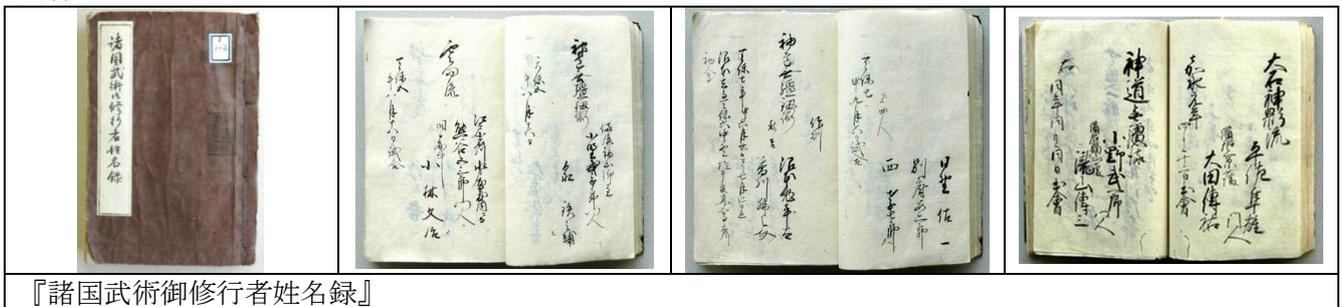
『諸国武術御修行者姓名録』は一刀流と大石神影流の師範であった長州の吉田宿（現下関市）にあった笹尾羽三郎の道場を訪れた廻国修行者が自署した冊子で文政5年（1822）以降万延元年（1860）ころまでの記録である。

この冊子に以下のような神道無疆流の記録がある。

「備後福山郷口 小野武一郎門人 神道無疆流 和泉鉄之輔 天保五年八月十六日」

「神道無疆流剣術 作州 沼本鬼平太 秋吉 香川席之丞 天保七年申六月廿日ヨリ七月四日迄」

「神道無疆流 小野武市郎門人 備後福山藩 瀧山傳三 右同年同月同日（註：嘉永元年四月十二日）
出會



(2) 小城藩の大石神影流師範であった江副七兵衛の『諸国劔家姓名録』

『諸国劔家姓名録』は小城藩の大石神影流師範であった江副七兵衛が天保8年（1837）以前から弘化2年（1845）までの記録で、一部には小城藩から出て他地域に赴いての試合の記録があるものの多くは小城藩に試合を訪れた者の姓名を記しその約半数には試合相手の技量を「上」「中」「下」という記述で記している。日付のある天保8年（1837）10月以前の記録には日付が記されていないが「備前岡山藩中 神道無疆剣技 馬場晴二」の名前がある¹⁸。



(3) 原宿植松家の『劔客性名簿』

駿河国原宿（現沼津市原）の植松家に天保13年（1843）から安政6年（1859）までに逗留した劔術や鎗術の劔客たちの姓名簿である『劔客性名簿』の中の天保14年（1844）6月15日の記録に「神道無疆流水野日向守家中 江良大蔵 同秀次郎 門人武田司馬介」「水野日向守家中 江良大蔵 同秀次郎 門人同藩 竹田三郎」の記録がある¹⁹。

(4) 高鍋藩大石神影流師範 石井寿吉隣忠の『英名録』（仮題）

石井寿吉は嘉永3年4月から文久元年まで間、九州を中心に江戸を含み廻国修行しているがその試合相手を記した英名録の中に嘉永5年（1852）9月22日から10月4日まで京都 神道無疆流 結城藩中

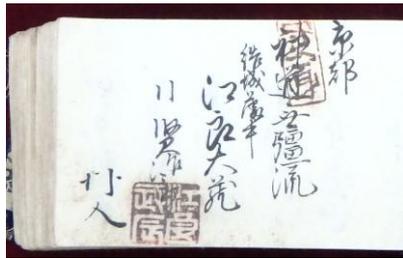
¹⁷ 下関文書館所蔵

¹⁸ 小城市江副家所蔵

森本邦生：小城藩 大石神影流師範 江副七兵衛の劔家姓名録について，日本武道学会第51回大会発表抄録、2018年9月5日

¹⁹ 沼津市史編さん委員会，沼津市教育委員会 編：沼津市史 史料編 近世 2，沼津市：578-585，2000，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/13129373> (参照 2025-12-26)

江良大蔵・同 賢治郎 門人と試合した記録がある²⁰。

		
<p>石井寿吉</p>	<p>石井寿吉隣忠の『英名録』</p>	

2. 書籍等に記録の残る神道無疆流関係者

(1) 大賀忠綱

『吉備津彦神社御田植祭：県指定無形民俗文化財記録保存事業報告』に「大賀忠綱は備中吉備津宮祠宮堀家一学の子であったが、大賀家を嗣だ。彼は剣術に秀で児島郡郷学処の剣術教授となっている。流儀は神道無疆流と称し、師は枝松某—大賀忠綱—黒住五郎—光畑辰吉と伝えている。」²¹とある。次に述べる黒住五郎とつながる。枝松某は枝松屯または枝松謙吾であろう。

(2) 黒住五郎

大正13年に出版された『剣道家写真名鑑』に「神道無疆流 黒住五郎 生年 嘉永元年 現住 岡山県御津郡一宮村 修行 肆武館 資格 大正十年精錬證」²²とある。

黒住五郎の碑は岡山市の徳寿寺にあり、その案内板には郷土史黒住英雄顕彰会によって建てられ「碑文は門人であった犬飼毅（木堂）先生の記号によるものである。」と記されている。

昭和9年（1934）に発行された『昭和天覧試合：皇太子殿下御誕生奉祝』には黒住五郎が剣道教師の部に紹介されている。

黒住五郎 神道無疆流 岡山縣御津郡一宮村大字一宮

嘉永元年備前一宮に生る。文久三年より明治六年迄神道無疆流大賀主殿に就き剣道を修行ス。大正三年武徳會岡山支部の剣道教師囑託、同五年肆武館を創設し地方青年を指導す。同六年武徳會大演武會に於て總裁宮より特に令旨を賜はる。同十年精錬證拜受、同年朝鮮に武者修行をなす。昭和三年御大禮奉祝演武會に於ける演武の記念として總裁宮より御紋章附御盃を賜はる。同六年五月教士號拜受、本年齡正に八十七歳。²³

『岡山県人物誌』にも黒住五郎に関して詳しく述べられている。句点はなく読点の位置も読みにくい、そのまま引用する。

御津郡一宮村

黒住五郎君

君は嘉永元年黒住久平氏の五男として同村に生る、幼にして學を好み漢學者大森岩見氏に就き勉學し文久三年より明治六年迄十一ヶ年間劍道の大家大賀主殿に就き無疆流を修得し免許を受同道場に

²⁰ 高鍋町歴史総合資料館所蔵史料

森本邦生：高鍋藩大石神影流師範 石井寿吉について，日本武道学会第53回大会発表抄録、2020年9月7日～8日

²¹ 吉備津彦神社御田植祭記録保存委員会：吉備津彦神社御田植祭：県指定無形民俗文化財記録保存事業報告，吉備津彦神社御田植祭記録保存委員会：43，1979，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12169257> (参照 2025-12-26)

²² 剣道家写真名鑑刊行会 編：剣道家写真名鑑，剣道家写真名鑑刊行会：49，1924，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/967304> (参照 2025-12-26)

²³ 大日本雄辯会講談社 編：昭和天覧試合：皇太子殿下御誕生奉祝，大日本雄辯会講談社：759，1934，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1907044> (参照 2025-12-26)

於ては先生の代稽古をなし明治五年津高郡學問処教授に任ぜられ明治六年岡山縣廳より讀書八級を受くさらに森田月瀬先生に就き漢籍を修行し明治十五年戸町役場に用掛として勤務し後収入役就任のところ同二十六年退職す、同三十一年岡山運送株式會社創立委員囑託を受創立の後監査役、取締役社長に當選し、同志會長、評議員、組合長等に擧げられ盡瘁するところ多く、明治四十一年九月大日本武徳會岡山支部委員となり同四十四年花筵同業組合副組長に擧げられ大正二年花筵組合會計係となり同三年大日本武徳會岡山市部長より劍道教師(ママ)に推選せらる、花筵品評會、共進會に出品して金銀牌及賞狀を受けしこと拾九回に及び劔道御前試合の榮を賜ひまた武徳祭に出場して賞を受けしこと四回君は七十四歳にして朝鮮に渡り劔道を以て各地の試合に出場し官民より感謝狀を受け彼地に於てに(ママ)賞讃を受け彼地の日刊新聞は筆を揃へて七十四歳の老齡にして若者に勝る腕前を賞揚したり君は現在門人貳百五十人を有し其名高し²⁴

この文から黒住五郎が文武に秀で、また実業家としても活躍していたことがわかる。

(3) 岡本七太郎

『近代武道の成立過程に関する研究—『日本武術名家伝』の年表的整理—』に「明治13年 ○ 神道無疆流劍術，岡本七太郎，大阪堂島半田弥太郎の演武場劍術教師として，同家に居住して門生を指導する。²⁵」とある。また『伊丹中学校史：創立三十年記念』の「各部沿革史」の内の「劔道部」に

(前略) 教師は修武館の先生で現今大日本武徳會劔道師範たる富山圓氏及故教士岡本七太郎を乞ひ亦親切に熱心なる教導をいたされ本校劔道部は其名を為すに到りました。明治三十六年に校内の第一回試合を手始め俊選手は近隣の大演武會に出演し²⁶ (後略)

とあることから伊丹中学校でも指導していたことがわかる。

『スポーツ人風土記 下巻』にも同様の記事があり、「伊丹の修道館も古く、篤志家小西新太郎が早くから指導していた。この修道館に明治26(1893)年富山円が劔道教授として招聘されて館は湧きに湧いた。そこには岡本七太郎もいて、彼らは近辺の中学校は言うに及ばず、遠く柏原まで足を運び劔道の指導を指導をしたのであった。」²⁷と記されている。岡本七太郎が兵庫県の劔道普及に力を尽くしていたことがわかる。

『日本武術名家伝』にはやや詳しい経歴が記されている。

岡本七太郎君

君は備前國岡山ノ舊藩士ニシテ世々武道ノ師範家タリ父ヲ勤七と稱ス君ハ其長男タリ弘化四年二月ヲ以テ生ル祖先ヨリ備前ノ國老伊木氏ニ仕フ君ハ夙ニ武ヲミ父ニ從テ神道無疆流ノ劔術ヲ學ビ後二十七才ニシテ一子相傳ノ免許皆傳ヲ父ヨリ受ク明治十三年大坂ニ出テ同所堂島半田彌太郎先生ノ演武場ノ劔術教師トシテ全家ニ居住シ少年諸士ヲシテ修練セシメ二十八年迄同所ニ教授ス二十九年ヨリ三十一年迄兵庫縣監獄署劔術教師タリシガ三十二年ヨリ現存全縣伊丹町小西新右衛門先生ノ州部館劔術教師トナリ日々盛ニ門生ヲ撫育シツヽアリ君國家の爲ニ心ヲ盡シ赤十字正社員タリ又大日本武徳會ニ二十八年ヨリ出席シテ諸國ノ劔士ト試合ヲシ賞ヲウケケ盛ニ武術擴張シ専心一意勵精セリ又得難キ人ト云フベシ²⁸

²⁴ 梶谷福一 編：岡山県人物誌，新声時報社出版部：30，1927，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1907044> (参照 2025-12-26)

²⁵ 杉江 正敏：@近代武道の成立過程に関する研究—『日本武術名家伝』の年表的整理—，武道学研究 1976年8巻3号：60-66，1976，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7948059> (参照 2025-12-26)

²⁶ 三十周年記念伊丹中学校史編纂委員 編：伊丹中学校史：創立三十年記念，三十周年記念伊丹中学校史編纂委員：28，1932，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1457525> (参照 2025-12-26)

²⁷ 棚田真輔：スポーツ人風土記 下巻，道和書院：129，1975，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12141621> (参照 2025-12-26)

²⁸ 飯島唯一 編：日本武術名家伝，飯島唯一：ハ八十八，1902，国立国会図書館デジタルコレクション

岡本七太郎が剣道の普及に尽力した人物であったこと記されている。

『剣道指南』には岡本七太郎が教師号を授与された年と月が載せられている。大正元年十二月に教師号を授与された人たちの中に名前があり「神道無疆流 岡本七太郎 大正四年六月死亡」と記されている²⁹。

(4) 岡本太郎

『淡翁鎌田勝太郎伝』に鎌田勝太郎（1864 - 1942）が実業家であり、衆議院議員、貴族院多額納税者議員を務めていることが紹介されている。「青年時代には趣味は広く自宅に剣道場・弓道場・馬場等を設けてそれぞれの練習を積まれた。」と記されており神道無疆流を稽古したらしく同書に岡本太郎から与えられた神道無疆流の初巻が載せられている。

初巻

神道無疆流劔技者常修鹿島武甕槌命之御傳ニ而五箇之大事全小転又三箇之意味先五箇之大事ト者上中下劔左劔右劔之五本也次小転ト者五箇之变化也次三箇之意味ト者急雨時風炎之三勢也兼而依執心初巻指出申候以上

岡山県備中国窪屋郡中洲村大字水江住 岡本太郎橋秀正

明治廿四年十一月 日

鎌田 勝太郎 殿³⁰

この岡本太郎は先述の岡本七太郎の誤植であろうか。

(6) 黒住龍四郎

昭和9年（1934）に発行された『昭和天覧試合：皇太子殿下御誕生奉祝』に黒住龍四郎が剣道教師の部に紹介されている。

黒住龍四郎 武徳会 京都市左京区鹿ヶ谷宮ノ前町二六

明治三十二年備前に生る。全四十二年より神道無疆流を叔父につき執行。のち中學岡山覺を経て大正七年四月武道専門学校に入學全十一年卒業更に研究科に入學同校剣道部助手となり、卒業後同校助教授に任ぜられ昭和六年五月教士の稱號を拜受今日にいたる。³¹

『大日本武徳会武道専門学校史』にも黒住龍四郎の経歴が載っており、「黒住龍四郎（明治三十二年三月五日生） 明治四十二年ころより神道無疆流を備後一宮吉備津彦神社宮司大賀頼母の指導を受け、叔父黒住五郎につき学ぶ。」³²とあり先述の黒住五郎と黒住龍四郎が叔父甥の関係であったことがわかる。同じページに「昭和55・1.13 逝去。（剣道範士九段）」とある。

(7) 山本佐兵衛

『京都府議会歴代議員録』には宇治郡山科村字大宅の嘉永3年生まれの子山本佐兵衛について、明治9年に大宅村戸長以降の役職が記され明治17年に府会議員、以降明治36年まで府会議員であった経歴を記し、「氏は六尺豊かな長身の持主で、武技に長じ、かつ神道無疆流の相伝を北岡八郎に受けたという。」

<https://dl.ndl.go.jp/pid/860435> (参照 2025-12-26)

²⁹ 小沢愛次郎：剣道指南，文武書院：271，1927，国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1171852> (参照 2025-12-26)

³⁰ 近藤末義 編：淡翁鎌田勝太郎伝，鎌田勝太郎翁顕彰会：352-353，1974，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12252413> (参照 2025-12-26)

³¹ 大日本雄辯会講談社 編：昭和天覧試合：皇太子殿下御誕生奉祝，大日本雄辯会講談社：758，1934，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1907044> (参照 2025-12-26)

³² 武道専門学校剣道同窓会：大日本武徳会武道専門学校史，武道専門学校剣道同窓会：300，1984，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12141432> (参照 2025-12-26)

と記している³³。

同様の記述が『日本現今人名辞典 訂正版』³⁴にある。

(9) 臼田某

『地方発達史と其の人物 長野県の巻』に「故臼田銀太郎君 南佐久郡櫻井村 臼田家は舊と代々名主の家柄にて、其祖先源右衛門氏は小縣役所陣屋詰たりし人、其他或いは神道無疆流劔道の達人たりし人あり、或いは煙火、生花の免許を受けたる人あり」³⁵と記している。この資料に長野県で神道無疆流が稽古されたことが出てくる。

V. 神道無疆流の実技

神道無疆流を伝える人がいないため実際にどのような形を伝えていたのかはわからない。

『神道無疆劔技教示軌格』（資料9）には「革刀五勢三段」「木劔五勢三段」「圓刃五勢三段」という記述がある。革刀は袋撓、木刀はそのまま木刀、圓刃は刃引きの刀のことと考えられ、袋撓・木刀・刃引き刀を用いた形があったのではないと思われる。

また、『神道無疆劔技百例序』（資料11）には「神道無疆劔技変化三十六技」「右変化三十六技各口授矣」という記述があり36の形数を意味しているのではないと思われる。

VI. まとめ

1. 『神道無疆劔技極地師霊傳授巻』（資料12）には神道無疆流は鹿島神宮がある鹿島で鹿島武彦が中興の祖となって始め、代々鹿嶋家によって伝えられたと記されているが、その実態は不明であり。鹿嶋武彦の実在も確認できない。流派を権威づけるための創流伝説ではないかと考えられ、伝書の記述から実際の流祖は藤枝含雪ではないかと考えられる。
2. 伝系で実在が確認できるのは江戸時代に津山藩領であった大庭郡赤野邑の植木権兵衛からであり、それ以降現在の岡山県を中心に稽古がされている。
3. 植木の弟子である枝松 屯に福山藩領の江良村に居住していた江良大蔵が師事して習得、京都に住み下総国の結城藩主水野日向に仕えたことから神道無疆流は京都でも稽古されるようになった。
4. 神道無疆流を修行し、免許を得ている矢野勝次郎は武道専門学校の教授となっており、叔父から神道無疆流を学んだ黒住龍四郎は武道専門学校助教授となっている。その他の神道無疆流の師範も岡山と京都で活躍し、劔道の普及に尽力している。。
5. 神道無疆流は岡山や京都だけでなく福山や大阪にも伝わっている。長野で稽古されていた記録もあるが不詳である。

VII. おわりに

今回の発表は国立国会図書館デジタルコレクションの利用によるところが大きかった。これまでは必要な書籍を「日本の古本屋」などのウェブサイトを通じて購入し、多額の購入費用がかかっていたが今回は古文書の購入以外は1冊の購入もなく調べることができた。

今後、原資料が博物館・資料館・古文書館によってウェブ上での公開が進み、AI がさらに進化するとこれまで何年もかかっていたような資料収集と古文書の解読が数時間で済むようになり、自動的にテーマに沿った発表資料が作成されるようになるのではないだろうか。

³³ 京都府議会事務局 編：京都府議会歴代議員録，京都府議会：615-616，1961，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1351500> (参照 2025-12-26)

³⁴ 日本現今人名辞典発行所 編：日本現今人名辞典 訂正版，日本現今人名辞典発行所：やノ五十-やノ五十一，1901，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1877041> (参照 2026-12-26)

³⁵ 鈴木善作：地方発達史と其の人物 長野県の巻，郷土研究社：南佐久郡之部 80，1941，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1683415> (参照 2025-12-26)

資料 1 神道無疆劍技中位正義卷

神道無疆劍技中位正義卷
混沌肇厥形如雞卵二義既

頌則清昇為天濁降為地而

五行布列厥寰五行也者以

陰陽之氣運轉敷賜六合

蓋天氣每下地之氣常上也

咸備五行之化氣而后含厥

用凡鑑事物未嘗有不因天

地之氣化成也天之氣動變

地之氣靜定在厥中者人也

人也者動靜無窮儻(?)厥直

直神也領之者道也道也

者前後無疆也隸厥乖違

機氣漸臻不穩故治之以兵

兵素重枝亦不輕吾日本

独立于東洋中百王不及

歷代一姓超乘于異方長惟

及兵武之光彼著明焉若

夫贅区々之言亮称神

道無疆劍技之旨云爾

傳也然感足之志篤尽授

與焉妄不可許他之見聞

矣儻犯則災汝躬矣慎乎

請毋忽焉

本朝武門棟梁武術肇

祖武甕槌命神裔

中興藤枝中務太輔鹿嶋

武彦十世嫡流藤枝含雪

門人

相馬含德

門人

枝松 屯

門人

二階堂含龍

正則



于時文政十一戊子秋

吉辰

江田荒太殿

神道無疆劍技中位

天動

地靜

大中

左變

右化

右五勢有象無疆矣

吾祖宗之技雖有若干之

形勢臻制克則惟是五勢

相応天既地覆載中惟人

動靜自在靡能名識厥左

右中立于天地之間神乎

神乎臻無形孫武子謂異

堺辟合夫惟可見耳

右五勢也神道無疆劍技

機密徒來攸重是傳輕不

資料2 神道無疆劍技楷謨凡例自序

神道無疆劍技楷謨凡例自序

三才既頒而茄毛飲血

穴巢粒食也磅礴豈禽

獸辱(?) 隸神聖者出則有

宮室有短(?) 豆豎并耕

田紡績火食終有結繩

之政而制作之文成焉

然淳朴之世讓利莫爭

也適附庸之藩臣謀篡

逆弗庭也聿制□戮焉

□夫莫大於刀劍□莫

利於刀劍矣恭惟吾日

本寶劍傳

国也炳□典□含讖(?)之

大丈夫之攸開先於文

墨故厥技行于□從

上古爾矣草中葉而江田

詞蔓節興而不見厥其

徒爭孟浪之私術雜兵

家者流家建戶立誤

謬頗饒矣故先前軌

迷故轍輝胤憂之淹矣

□幸獲偶吾先人鹿嶋

武俊而

神道無疆劍技蘄灑

正傳矣豈愉快乎然

道以有得厥真者也

然伎体不容成心氣

雖為脩矣寤寐思惟

聿興先人計之而刪

冗長摘要領□□

于吾二三小請韜之

于胸臆母忽懋哉

峇寬政甲寅季秋

吉辰

松枝屯謹識

神道無疆劍技楷謨凡例

草刀五勢

上劍

下劍

中劍

左劍

右劍

以上五勢各一刀三段之差別

圓刃五勢

上劍

下劍

中劍

左劍

右劍

以上五勢各一刀三段之差別

右五勢三段之楷謨者匪

先人武俊暨輝之輩校

正之更加拙意最古制

也唯恐校正未學之弊

乖顛門之師法紊一厥

其乎請吾少子戒慎

恐懼焉

本朝武門棟梁武術肇祖

武甕槌命神裔

中興藤枝中務大輔鹿嶋武彦

十世嫡流 藤枝含雪

門人 相馬含德

門人 枝松含勇

門人 二階堂馬之助

正則



文政十二丑

春二月

江田荒太郎殿

資料3 (神道無疆流門人帳)

※ 文字の配置を変更したが入門の年月日や地名などに変更はない

敬白神文之事

疆 技

一神道無~~強~~劍~~杖~~依然望

御伝授被成ハ辱仕合奉存候

然ル上者雖親子兄弟堅

他言仕間敷候事

此方於違乱仕者

日本大小の神祇別而

武祖命并流祖□師の

可蒙

御罰者也仍自神文一札如件

窪木

岡 永太郎

清久

足守木下宮内藩中

仁熊三蔵

光兼

柰屋咲十郎

矢吹八十郎

文政十一^{戊己}(ママ)

六月朔日

若山

横田慎治

茂忠

文政十一^{戊子}年

七月十八日

中林

佐野重左衛門

吉□

新谷園吉

勝重

河内幾蔵

勝義

久米

田邊重兵衛

文政十二^{己丑}正月九日

”

栢野辰五郎

”

大坪愛三郎

”

難波勘七

”

川田竹之丞

長田

守屋恒介

義政

文政十三^{庚寅}七月十五日

柰屋藤兵衛

光□

文政十三^{庚寅}八月廿三日

足守木下宮内藩中

仁熊藤治郎

川田芳左衛門

秋山家吉

梶谷与三郎

窪木

小川大蔵

溝手

林大次郎

西阿曾

柰屋藤蔵

佐藤市十郎

梶谷弓蔵

長野傳作

窪木

松永辨治郎

平田国吉

吉富久左衛門

平田禎治

小寺

于時文政十一^子歳

御罰者也仍自神文一札如件

高吉源之助
高吉七〇助

天保二年
正月十七日

生坂
山本沢吉
深町

槌蔵

天保二年
辛卯八月八日

水畑安吉

天保二年
辛卯三月四日

難波羆吉

天保二年
辛卯三月廿五日

茅□沢之助
休政

天保二年
辛卯八月十八日

平山
山池板蔵

天保二年
辛卯八月十八日

平山
風原祢吉

天保二年
辛卯十二月十六日

久米
柏之幸吉

天保三年
壬辰正月十一日

久米
山田八太郎

天保三年
壬辰正月

由□□太郎
田邊仙蔵

天保三歳
壬辰七月日

小池富蔵
佐野□造
河内順八

天保三年
壬辰閏十一月日

天保十四年
卯ノ三月廿五日

乙三月日 吉田

天保四_己年
四月九日

天保五_午年
七月廿二日

天保六_未歳
二月十六日

天保七_申
七月廿六日

天保七_年
申七月廿六日

天保七_年
申八月十二日

天保七_年
申十月六日

天保九_年
戌正月十五日

天保十_年
亥八月廿二日

天保十_年
同

留吉

角田三蔵

正重

小池金五郎

光□

島谷菊蔵

黒江民蔵

光畑□左衛門

保

祢屋君三郎

林柏平

直成

伊丹又左衛門

伊丹彦左衛門

橋本斧八

石尾秀二郎

山本村

矢吹奴吉

矢吹浅治郎

林房吉

矢吹民右衛門

矢吹政太郎

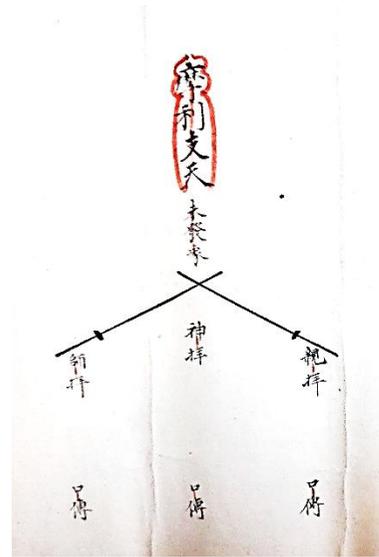
矢吹興吉

小河幸左衛門

資料4 神道無念流目録

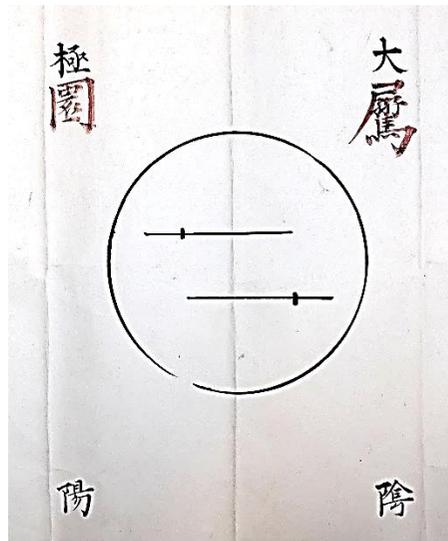
神道無念流

五加



一、心常に心を主、人と
して内にあれハ実ニ玄
屋ニ不能レ入ニ外、客ニ、大
、事有レ之乎

八幡尊靈 凡ソ欲ルニ学ニ兵道ニ者ハ必ス先ッ
常ニ可ニ神念日「心」也



岡田十恠

- 一園中太刀大旨 口伝
- 常一知神 口伝
- 五加五形 口伝
- 非打十本 口伝
- 立居合十二劍 口伝
- 総合二劍 口伝

人心

人、心ト者 如レ鏡ノ者ト来ル則 応ス

者ハ去レハ依レ舊 自、在 不三曾テ迎ニ

物、之 来ラ赤 不三曾テ送ニ物、之

去ル一 是レ定 而 応ス 而 定ル

兵、法の至、極ハ只、心ひとつ

に工夫肝、要なり

しかれハ術の業は色、々ニ

あやありてとどまる處

の妙、劍は中の

一、字にきわまりて万

の事更になし、敵に

向方勝、負之妙、道あり、

文政五年歲次壬午夏五月



江田政司殿

前切れ

其方を以家名つくるハ
幾龍とハ和をしらす、我
福井先生幼より劍法諸
流に出入して其華拔

自一流を開名つけて神道
無念流といふ、抑劍ハ生死を

□易に決するワさなれハ
其方を精く□さられ□

有へからず、法のくはしきハ

熟するにあれハ我門に入
ものハ中途にして廃する
事なく學ぶの上に學ひ
遂に其極に至らん事を願
へきもの也

一武ハ戈を止むる乃義なれハ
少のも争心有べからず、
荒心有人ハ必喧嘩口論を

なす、喧嘩口論に及へは又刃傷

□至らんも斗かたければ
劍を學武ぶ人は心の和平
なるを要とす、されは短氣
我慢なる人は却而劍を
しらざるをよしとす

一大極人ハ行正しくして

其上に武有ハよし、行正し
からさる人の武有ハ人を
害するのみならず己をも
害する事事出□する
者也、虎狼のつよきに
事ならず、畢竟世の

不為になるのミ、却而弱き
鹿菟の人の害をなさ

ざるにはおとりつべし

一兵は狂氣といへは其身一生
陽ることのなきハ大幸と
いふべし、しかるを是を

用いるハ止事を得ざる處
なり、第一義不義を分

辨すべし、義(「に用れハ武の徳なり不義に
用ふれば」欠か)暴也

一喧嘩口論ハ言に不及、私の

意趣遺恨等に決して

用べからず、是則暴也

戦陣君父の讎ノごとき

に用るハ義有処なり、是

則武の徳也

一堪忍の二字ハ万事に「わたれ
ども怒をおさへるを第一

とす劍を學ぶ人ハ格別

これを心得べし、わずかの

争いより刃傷に及ぶ、遂に

我身を亡し我家を

失ひなハ(「子は」欠か)親に対し

臣は君に対し不忠

不孝の罪いかげん、しかのミ

ならず、其師までをはず

かしむなり、恐慎べし

一他流をそしるべからず劍を

しらざる人に向ひ己の芸を

ほこりとくべからず、卒に

試合いたすべからず、凡

長をあらかひ譽をきそふハ

いやしき心也

右之條々可銘心肝者也

月日

文政五年歲次_{壬午}夏五月

江田政司

…神道無彊之劍技者天縱神授之妙術而万炮一方之秘趣百事一歸之蘊奧也若能体其意退而事親孝行之則心正意誠三終家齊進而事君忠用之則国治天下平得之則安失之則危凡日用動静造次顛沛不可須臾離之則始可以語斯道億旨必要着一路実地工夫真至千一且豁然貫通不可只在言語上会焉云爾

・神道無彊劍技切紙

…日本武術之元祖

武甕槌祐伝

五可秘目

天動

地静

大中

左変

右化

三可大事

急雨

疾風

炎火

一元

天保十四癸卯年二月吉辰

林一道齊



高橋嘉十郎殿

資料7 (当ての図)

浮屠冊經云天帝在天之中央

□□在力□□主□□日□ (毘力)

沙門天王也帝闔阿修羅王

四天之眷屬也毘沙門常不

好戰々必矣今智門以体

堅不能殘之千戈劍戟之利

不能切之更無天下可当之

□每下手無不勝故目其術

曰毘沙門流蓋取其戰必勝

之義也知此術者強者裊而

叙之弱者助而戒之殺又活

又戒矣今視天下之好武者

識其術者鮮武則制暴而止

戈極弱而戒之故放桀於南

巢枚兵也伐紂於牧野止戈

矣武唯防暴之備而非殺人

之具如此術則不殺自防暴

附庸于戈自利天下雖然以

未偶張氏常而自為憂若者圮

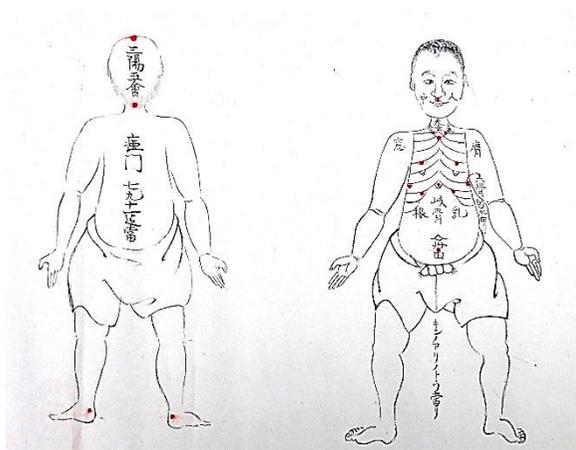
橋之偶奚有惜此術矣

其余当而氣絶者悉死也

右各口授輕非可伝然感

足下厚志盡授与為妄不可

許他見慎乎



天保十五年甲辰年二月吉辰

林一道齋



高橋嘉十郎殿

資料8 神道無疆劍技中位正義卷

∴神道無疆劍技中位正義卷

・混沌肇厥形如雞卵二義既
 頌則清昇為天濁降為地而
 五行布列厥寰五行也者□
 陰陽之氣運轉敷賜六合蓋
 天氣每下地之氣常上也
 咸備五行之化氣而后含為
 厥用凡鑑事物未嘗有不因天
 地之氣化成也天之氣動變
 地之氣靜是在其中中人也人
 也者動靜無窮儻(?)厥直々神
 也分之者道也道也者前后
 無疆也隸厥乖違機氣漸臻不
 穩故治之以兵々素重技亦
 不輕吾日本独立于東洋中
 百王不易歷代一姓超乘
 于異邦惟及兵武之光彼著
 明焉茲贅区々之言亮称神
 道無疆劍技之旨云爾

・神道無疆劍技中位

天動
 地靜
 大中
 左變
 右化
 右五勢有象無疆也
 吾 祖宗之技雖有若干之
 形勢至制克則惟是五勢相
 応天既地覆載中位人動靜
 自在靡能名識厥左右中立
 于天地之間神乎神乎至
 無形孫武子謂異堺辟合
 夫唯可見耳

右五勢也神道無疆劍技機
 密徒來攸重是傳輕不傳也

然感足之篤志尽授與焉妄
 不可許他之見聞矣若犯則
 災汝躬矣慎乎

請母忽焉請母忽焉

∴本朝武門棟梁武術肇

∴祖武甕槌命神裔

中興

藤枝中務太輔鹿嶋武彦

十世嫡流 藤枝含雪

門人 相馬含徳

門人 枝松 屯

門人 江良大蔵

門人 林一道齊



弘化三丙午年吉辰

高橋嘉十郎殿

…神道無疆劍技教示軌格

・嘗聞昔公□呂制器檀名者也圓地取是於規方而取是於規百識百準之矣即一日折規毀規自騁厥精巧創見又將束手相□而空無完器再々不緣規矩則不能正方□不因準繩則不能校曲直不以楷梯則不能登高上不襲師範則不能本正理也四者完兼脩而支体熟心圓極楷梯勿師範嚴則宜至厥精縑矣

・革刀五勢三段

序真機五勢

彼是共不被甲胄結構間架

可正繩墨矣

破圓背五勢

彼被甲胄是素膚進退動靜

可較彼技矣

旧校技五勢

彼是共非甲胄峻洪遲速可応

彼機矣

已上革刀三段五勢各口授

・木劍五勢三段

序藏五

彼是共不被甲胄离合疎密

可重制矣

破拳固

彼被甲胄是素膚銳鈍強

弱可要謹友矣

急奪機

彼是共被甲胄縱橫順逆可

專用意矣

已上木劍三段五勢各口授

・圓刃五勢三段

序韜刀五勢

彼是共不被甲胄開閉屈伸可保規律矣

破樣各御勢

彼被甲胄是素輕重緩急

可窺虛實矣

急貫心五勢

彼是共被甲胄守表裏

可設奇正矣

已上圓刃三段五勢各口授

右五勢三段之軌格也攸顯門之重不許敢犯焉若乖軌格紊法度則可蒙武祖尊神及流祖賢師之崇也慎乎母忽焉

林一道齊



弘化三丙午年吉辰

高橋嘉十郎殿

…神道無彊劍技楷謨凡例
自序

三才既頒而茄毛飲血穴巢

粒食也磅礴豈禽獸辱(？) 隸神

聖者出則有宮室有短(？) 豆豎

井耕田紡績火食終有結繩

之政而制作之文成焉然淳

朴之世讓利莫爭也適附庸

之藩臣謀篡逆弗庭也聿制

□(傲か) 戮焉□夫莫大於刀劍亦

莫大於刀劍矣恭惟吾日本

寶劍傳國也炳焉天下僉

識之攸関大丈夫先於文墨

故厥技行于世也從上古尔

矣隸中葉技詞蔓說興而不

見厥真徒爭孟浪之私術耳厥

雜兵家者流家建戸立誤謬

頗饒矣輝胤憂之淹矣又幸獲

獲偶吾先人鹿嶋武俊而神道

無彊劍技灑法正傳矣然稍

以有得彷彿豈愉快乎然

伎体不容成心氣雖為収矣

寤寐思惟聿興先人計之而

刪冗長摘要而以教示于

吾二三小請韜之于胸臆藏

之母忽懋□焉

・神道無彊劍技楷謨凡例

革刀五勢

上劍

下劍

中劍

左劍

右劍

右五勢各一刀三段之差

別

木刀五勢

上劍

下劍

中劍

左劍

右劍

右五勢各一刀三段之差

別

圓刃五勢

上劍

中劍

下劍

左劍

右劍

以上五勢各一刀三段之差
別

右五勢三段之軌格也匪先

師之侶校正而更加拙意

乎最古制也唯恐未學之弊

乖顛門之師法漫厥真乎

吾少子戒慎恐懼焉母忽請

懋□々々

…本朝武門棟梁武術肇祖

…武甕槌命神裔

中興

藤枝中務大輔鹿嶋武彦

十世嫡流 藤枝含雪

門人 相馬含徳

門人 枝松 屯

門人 江良大蔵

門人 林一道齋



弘化丙午年三月吉辰

高橋嘉十郎殿

∴神道無彊劍技百例序

・提□□利劍無□□人不為
 津用若□□此之鉛□□音劍
 喪厥靈也躬亦□□□無技
 為劍用何之有技乎惟技
 素□□□〔淺鳴〕か 命十束以斬巨蛇
 千簸野河上原処為技也識
 竅進退動靜愉奇正虛実侏
 屈伸之処則勝負之分見
 否不見不學失也請吾
 少子宜守顛門之師灑庸達
 人之讜言厥神道無彊之玄
 闡見劍技之正徑矣聖人惜
 寸陰矧韜鈴之旧之務不可
 忽□□（鳥か）勉称乎□□（鳥か）

∴神道無彊劍技变化三十六技

條次

八勢

陽尖
 陰銳
 左曲
 右曲
 方極
 円極
 上直
 下正
 五備
 高陰
 低陽
 中正
 變向
 化背
 七設
 蔵勢
 韜刀

守節
 謹度
 結構
 間架
 器械

四□（灑か）

舞庸
 韜調
 視明
 聽聰

六過

暴強
 軟弱
 恐懼
 驕慢
 懶惰
 操競

三□

天時
 地理
 人事

二物

死生
 殺活

一元

無上

右变化三十六技各口授矣

∴神道無彊劍技陰陽六十四

經條次

陰陽
 向瀨
 寒暑
 昼夜
 晦明
 盈昃
 变化
 遠近
 險易
 広狭

銳鈍 曲直 方円 先後 表裏 嗣断 得失 興廢 存亡 安危 開閉 攻守 輯散 理合 邪正 增減 解結 俯仰 起居 来往 行止 遲疾 峻涉 浮沈 勝劣 吉凶 利害 輕重 順逆 縱橫 奇正 進退 動靜 屈伸 佚勞 虛実 勇怯 強弱 剛柔 死生

高低 出沒 弊益 殺活 淺深 衆寡 疎密 緩急 用捨 成敗 本末 終始

右陰陽六十四經各口授

便桶童材良也者規矩準

繩工巧也者雖有便桶豫章

不因規矩準繩不能環堵室

便桶豫章□（暨か）規矩準繩合庸

側飛樓高閣頓崔嵬較之千

刀劍技材技工也材暨工合

以造宮室斷之□（繫か）之肇祝宮

室備便桶豫章□（暨か）規矩準繩

竝庸飛樓高閣頓崔嵬刀劍

技亦又爾矣故示規矩準繩

名矣

∴ 本朝武門棟梁武術肇

∴ 祖武甕槌命神裔

中興

藤枝中務太輔鹿嶋武彦

林一道齋



万延元_{庚申}年六月吉辰

高橋嘉十郎殿

…神道無彊劍技極地師靈傳授卷

常州鹿島郡舟津城主
藤枝中務大輔從四位下

中興鹿嶋武彦

・恭惟師か靈吾

祖宗武甕槌命之神傳自撥

常州鹿嶋船津城主

乱友正之要治

尾張守 幼名五郎右衛門

国平天下之至寶也故莫天

武從

下之人不開于師靈之德矣

天正十八庚寅年為佐竹左中將義宜落城

因以謹宜受容矣儻漫行之

則却而生災于躬也故隸□

常州鹿島船津城主式部大輔

之則齋戒七十五日而紫壇

武國

備□儀祭皇天后□而登壇

同年與父武從落城潛居武州

北面告于皇天后土畢南面

自執攸建于壇上之宝劍授

式部左衛門尉

柄自示惟師靈德乎哉發

武光

之脅威強足康正八極□之

慶長五年蟄居于船津

則脩撫姓門蜜定九夷向扶

五郎右衛門尉

舒天威広顯章武德也是乃

処以武為止戈之義故非天

武輝

影則不敢發之□日影則不

五郎右衛門尉

敢起之也宜熙致大業亦唯

莫微諸為小技焉慎乎慎乎

武實

勿忽焉

五郎右衛門尉

武春

武春

五郎右衛門尉

大膳

武盛

大膳

兵部丞

武繁

兵部丞

兵部丞

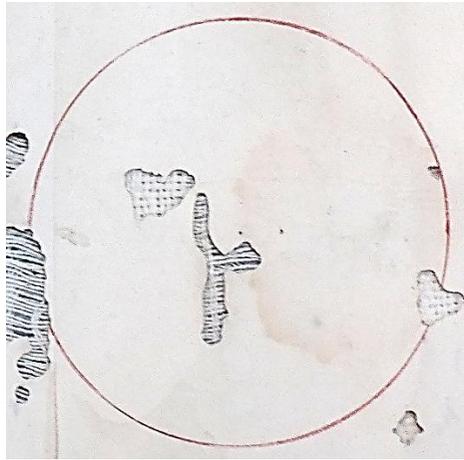
武俊

兵部丞

下総州相馬郡

相馬含徳

平輝胤



□ (師か) 靈也千金莫伝唯老授一人

之法也雖然因下之志篤

授与焉予□加焉矣從作

師千人何憚有名勿懋施乎

…本朝武門棟梁武術肇

作州大庭郡赤野邑

植木權兵衛尉

藤原秀安

資料 13 神道無彊劍技教場法令

∴ 神道無彊劍技教場法令

備中国下道郡夕部城主

明石兵部少輔末流

同国賀陽郡宮内二居ス

枝村 屯

平通虎

韜□問本務□乱反正要法□

生存亡道巴□□脩智勇外設礼

容勵中興專仁義乎夙夜委体□

憶無怠慢可研究砥礪焉

一 神道無彊劍技執行之意趣

漫不可許侶之見聞矣

一 嚴守于天下之教令惇朴可

正礼義矣

一 外家之□否不可議論矣

一 與非同門不可試雌雄矣

一 同學之諸士不論貴賤宜相

親矣

一 雖事成就不獲免許不可

教示于人矣

一 雖臨修行毀傷躬于教場後

日不可懷恨怨矣

一 臨修行勝負之分不可諍論

矣

一 □他日之怨恨不可挾野心

于教場矣

右條次完相慎焉且歎蠲潔

惡行徽猷括囊順会不容敢

発機矣

万延元_{庚申}年六月吉辰

高橋嘉十郎殿

林一道齋



林一道齋



万延元_{庚申}年三月吉辰

高橋嘉十郎殿

